

再犯の防止等の推進について

(現状)

- 検挙人員に占める再犯者率：48.7%【H28年】(S47年以降最高)
- 全検挙者のうちの約3割に当たる再犯者によって約6割の犯罪【法務省：H19年版犯罪白書】(昭和23年から平成18年9月30日までの間に有罪が確定した者のうち、初犯者・再犯者の区別をせずに無作為に抽出した100万人を対象として調査したもの)
- 再犯者による罪は窃盗、傷害及び覚せい剤取締法違反が多い

(課題)

- 貧困や疾病、嗜癖、障害、厳しい生育環境、不十分な学歴など様々な生きづらさを抱える犯罪をした者等が地域社会で孤立しないためには、刑事司法関係機関のみによる取組を超えた政府・地方公共団体・民間協力者が一丸となった「息の長い」支援等が不可欠

(経過)

- 平成24年7月：犯罪対策閣僚会議で「再犯防止に向けた総合対策」が決定
 - …出所等した年を含む2年間における刑務所等に再入所する者の割合を平成33年(2021年)までに20%以上減少させる
 - 【基準値：20% → H26：18.5% → H33数値目標：16%】
- 平成25年12月：「世界一安全な日本」創造戦略が閣議決定される。
 - …東京オリパラの開催に向け、犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進も盛り込む
- 平成26年12月：犯罪対策閣僚会議で宣言「犯罪に戻らない・戻さない」が決定

…平成 32 年(2020 年)までに、犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用している企業の数に現在(平成 26 年)の 3 倍にする。

【基準値：約 500 社 → H28.10 月：835 社 →H32 数値目標：約 1,500 社】

…平成 32 年までに、帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を 3 割以上減少させる。

【基準値：6,400 人 → H27：5,577 人 → H32 数値目標：4,450 人】

○平成 28 年 6 月：薬物使用等の罪を犯した者の刑の一部の執行猶予に関する法律 施行

…薬物事犯の刑の一部の執行を猶予し保護観察の対象者とする。

○平成 28 年 7 月：犯罪対策閣僚会議で薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策が決定

○平成 28 年 12 月：再犯の防止等の推進に関する法律 制定・施行

…再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにする。

…再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ 政府は、再犯防止推進計画を策定する。

(平成 29 年 12 月 15 日閣議決定)

⇒ 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

(協議内容)

○滋賀県版再犯防止推進計画を策定するにあたり、社会福祉審議会の意見を平成 30 年度に求める予定。

○平成 29 年度第 3 回社会福祉審議会(今回)において、計画を検討するための問題意識、考え方等について、委員の皆様から御意見をいただきたい。

『再犯防止』を社会福祉審議会に諮ることの意義

(前提)

- 近年の犯罪情勢では、検挙される者の約半数が再犯者
- 犯罪や非行をした者は、釈放後、再び社会の一員として復帰していくことになる。
- 再犯防止を進める上で、刑事司法手続きを離れた後も必要な支援を受けることができるよう、国と地方がそれぞれの役割に応じて、その力を最大限に発揮し合うことが特に重要
- 再犯防止の取組は、安全・安心に暮らすことができる社会を目指す取組であり、さらには、国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)にうたわれている、誰一人取り残さない社会の理念に通ずる取組

(福祉の視点から)

- 犯罪をした高齢者・障害者等の中には、多岐にわたる福祉的支援を必要としている人がいる。
 - 福祉的支援があれば再犯に陥らず、社会復帰できる人がいる。
 - 社会復帰を促進するためには、取り巻く人と人との「関係性」が重要
 - 社会復帰に必要な地域の「支援」のあり方について考える。
- ⇒地域社会で生活する上での様々な困難を抱え、罪を繰り返すことで生きてきた人々の困難をひとつずつ解消し、生活を再建した結果として、再犯を防止することができる。
- 併せて、社会に対するリスクも減らすことができる。

滋賀県における再犯の防止等の推進に関する取組

就労支援

- 無職少年等非行防止対策事業【担当：子ども・青少年局】
就学・就労などができずに社会生活からドロップアウトし非行に陥りやすい状態にある無職少年について、実態を把握するとともに、適切な就学・就労の助言・指導等自立更生への支援などの継続支援を行い、規範意識、勤労意欲を高揚させることにより、青少年の非行防止と健全育成を図る。
 - ・委託先：県内に16箇所ある少年補導センター
 - ・H29予算額：17,600千円（県単）
- 保護観察対象者の直接雇用【担当：人事課】
保護観察対象者（大津保護観察所からの推薦による）を、臨時的任用職員として原則6か月雇用
 - ・職務内容：事務補助業務
 - ・雇用実績：1名（6カ月）

非行少年支援

- 非行少年等立ち直り支援事業【担当：子ども・青少年局】
県内9カ所の少年補導センターに立ち直り支援専属スタッフ（支援コーディネーター、臨床心理士、教員）を配置することにより青少年立ち直り支援センター「通称あすくる」としての機能をおき、同所を拠点として非行少年立ち直り支援プログラムに基づき、個々の対象少年の立ち直り支援を実施し、社会への帰属や自立の促進を図る。
 - ・委託先：県内16箇所ある少年補導センターうち、9箇所のセンター
 - ・H29予算額：58,660千円（県単）

就業機会の確保

- 入札参加資格者審査において加点【担当：監理課】
建設工事の入札参加資格審査に用いる主観点数において「保護観察対象者等の就労支援」を主観的評価項目として設定し、下記の点数を主観点数として加点
 - ・協力雇用主登録：+5点
 - ・直接雇用：+10点
 - ・間接雇用(下請企業ごとに)：+2点(上限6点)
- 労働広報紙で啓発【担当：労働雇用政策課】
労働広報紙『滋賀労働』において、協力雇用主に関する啓発記事を掲載
 - ・5,300部/回、年4回発行のうち1回

情報の共有

- 「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議【担当：県民活動生活課】：県、市町、県民等および事業者が絡ぐるみの防犯活動
- 刑務所出所者等の社会復帰支援に関する連絡調整会議【担当：健康福祉政策課】：刑務所出所者等の社会復帰・就労支援、更生保護に係る情報収集（庁内）
- 再犯防止の推進に関する会議【担当：健康福祉政策課】：国、県、更生保護関係者における再犯防止施策の現状と課題等の情報共有

福祉サービスの提供

- 地域生活定着支援センター事業【担当：健康福祉政策課】
高齢または障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者および退所者等に対し、「滋賀県地域生活定着支援センター」が、矯正施設、保護観察所等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰および地域生活への定着を図る。
 - ・委託先：社会福祉法人グロー
 - ・H29予算額：19,000千円（国庫補助事業）
- 刑事手続段階における高齢者・障害者入口支援【担当：健康福祉政策課】
刑事手続段階にある高齢者・障害者に対し、司法と福祉の関係機関が連携して、必要な支援のアセスメントおよびコーディネートをすることにより、包括的な社会復帰および再犯防止の体制整備を図る。
 - ・委託先：社会福祉法人グロー
 - ・H29予算額：6,400千円（県単）

県民理解の増進

- 社会を明るくする運動【担当：健康福祉政策課】
「社明運動」滋賀県推進委員会の実施する運動に係る経費の負担
 - ・H29予算額：100千円（県単）
- 更生保護フォーラム【担当：健康福祉政策課】
 - (1)平成28年2月16日（共催：滋賀県、大津保護観察所）
 - ・対象：協力雇用主、更生保護関係者、各関係機関、一般団体・個人
 - ・内容：講演「罪を犯した人を排除しない社会づくりを目指して」
浜井 浩一 氏（龍谷大学法科大学院教授）
パネルディスカッション「刑務所出所者等への就労支援の取組について」：保護司・協力雇用主、滋賀刑務所長、大津保護観察所長、滋賀県知事
 - (2)平成28年10月13日（共催：滋賀県更生保護協力雇用主会連合会、滋賀県、大津保護観察所）
 - ・対象：協力雇用主、更生保護関係者、各関係機関、一般団体・個人
 - ・内容：基調講演「社は社訓にみる企業の生き方～安心安全な町づくりに生かす経営者の覚悟～」
千野 信浩 氏（経済誌『週刊ダイヤモンド社』記者）
トークリレー「刑務所出所者等の雇用の現状」
滋賀刑務所長、大津少年鑑別所長、協力雇用主、大津保護観察所長、滋賀県知事

再犯防止推進事業（概要）

H30予算要求額：36,226千円

1. 経過

（1）「再犯の防止等の推進に関する法律」の公布・施行（平成28年12月）

- 地方公共団体は、国との役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。（第4条関係）
- 国及び地方公共団体は、施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。（第5条関係）

（参考データ）

	H8年	H28年	備考
検挙人員中の再犯率	27.7%	48.7%	警察庁の統計
入所受刑者の高齢者人数	517人	2,498人	矯正統計年報
〃 高齢者率	2.3%	12.2%	[高齢者：65歳以上]
高齢者は4割が再犯まで半年未満			法務省資料(H23年)

（2）国の再犯防止推進計画の策定（平成29年12月）

計画期間：平成30年度から平成34年度まで（5年間）

- 重点課題
- ①就労・住居の確保等
 - ②保健医療・福祉サービスの利用の促進等
 - ③学校等と連携した修学支援の実施等
 - ④再犯をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
 - ⑤民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
 - ⑥地方公共団体との連携強化等
 - ⑦関係機関の人的、物的体制の整備等

2. 現状と課題

- ①仕事や住居がない者、薬物やアルコール等への依存がある者、高齢や障害があり身寄りのない者など課題を抱えている者が少なくない。
- ②地域は、犯罪や非行をした者が抱える課題、配慮すべき事情、支援のノウハウなどが十分になく、対象者に関する情報把握が難しい。
- ③国の取組と地域の各種サービスとの連携は部分的、地域サービスに円滑に移行できるよう総合的なコーディネーターが求められている。

3. 基本方針

犯罪や非行をした者等（不起訴処分になった者、満期釈放者等を含む）

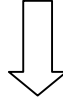
→従来より広範囲



国：刑事司法関係機関の継続的な取組（検察庁、刑務所、保護観察所[保護司]など）

相互に密な連絡・協議等の実施、重層的・伴走的支援の実現

地方公共団体：地域生活・各種サービスの利用について円滑な相互連携



再犯防止推進事業（健康福祉政策課予算）

(1) 支援体制検討事業（実態把握、ネットワークの構築）

再犯防止にかかる地域実態および支援ニーズを把握し、必要な連携および支援体制等を検討する。

- | | |
|-----------------------------|---------|
| ①(新)実態把握業務（直執行：嘱託員1人）[国庫事業] | 3,437千円 |
| ②(新)地域調整会議（直執行）（各保護区を聞き取り） | 768千円 |

(2) 連携支援事業（総合的なコーディネーター配置、支援事業）

①**地域生活定着支援センター事業**[国庫事業] 20,000千円

福祉的支援が必要な刑務所出所者（高齢者・障害者）に対して、出所後直ちに福祉サービス等につなげるための準備・調整等の支援を行う。

②**刑事手続段階にある高齢者・障害者入口支援事業**[国庫事業] 7,000千円

高齢者・障害者を対象として、刑事手続における取調べ段階からの立会・助言、不起訴処分・執行猶予後のサポート等を実施し、地域で暮らせるよう支援を行う。

③(新)**再犯防止地域支援員設置事業**(就労・薬物対策支援)[国庫事業] 2,951千円

雇用主および医療関係者等の理解と協力が進むよう支援員を設置し、地域支援に向けた体制整備を行う。

④(新)**事業所等相談アドバイス事業** 2,070千円

地域生活を継続する観点から、相談に応じるとともに必要な助言を行い、再犯防止に取り組む雇用主や福祉事業所等を支援する。



地域における就労、医療、協力者との連携強化、ネットワークによる支援を推進

県・市町サービス（保健所、各種相談、福祉事業[作業所、グループホームなど]

協力雇用主（事業所数、業種の拡大）

住居の確保

医療機関への相談、民間ボランティア団体の支援など